

秋田県公報

目 次

調査結果の公表 (一三三)

監 査 委 員 公 告

監査結果公告13号

平成18年7月14日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。
平成18年9月12日

秋田県監査委員	富 樫 博 之
秋田県監査委員	杉 江 宗 祐
秋田県監査委員	大 和 顯 治
秋田県監査委員	菊 地 康 男

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日
平成18年7月14日

2 請求人

秋田市將軍野南3-11-26 虻 川 高 範

3 請求の要旨(原文)

(1) 措置の要求
秋田県知事が請求の理由に於いて成立している損害賠償請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法242条1項に基づき、監査委員が秋田県知事に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

(2) 請求の理由(違法又は不当な行為)

ア 別紙秋田県課徴金対象物件一覽記載の業者(以下「本件業者」という)は、東北地方整備局発注の平成14、15、16年度の橋梁工事のうち、秋田県内に於いて施工

した別紙秋田県課徴金対象物件一覽記載の工事(以下「本件工事」という)を自社単独または共同企業体として落札している。
イ 道路法50条の規定により、国道の管理に要する費用の一部は都道府県が負担することと規定されており、その割合は原則として新設・改築費用については3分の1とされる。

従って、本件工事の経費の3分の1については、本県の費用負担により賄われている。

ウ 本件業者らは、橋梁工事の受注調整を行う組織としてK会またはA会と称する会を設け、各社が営業責任者級の者等を登録し、それぞれ、毎年度末の会合に於いて幹事社を選出し、遅くとも平成14年4月以降、国土交通省が発注する工事について、受注価格の低落防止および安定した利益の確保を図るため、

(ア) 各社の過去の受注実績等に基づき、K会およびA会の幹事社が割り付けた者または共同企業体を受注すべき者とする事

(イ) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるように協力する

旨を合意していた。

エ このいわゆる橋梁談合について、本件業者らは、独占禁止法に違反するとして、

(ア) 平成17年9月29日、公正取引委員会から排除勧告がなされ、同日、日本道路公団が発注する鋼橋上部工事についても同様に勧告がなされた。

(イ) 平成17年5月23日、同年6月29日、同年8月15日、独占禁止法に違反する入札談合による取引制限として告発され、起訴もなされた。

(ウ) 平成18年3月24日、本件業者に対して、工事目録課徴金算定対象金額欄記載の金額を基礎とする課徴金納付命令が発せられた。

オ 以上より、本件工事につき、遅くとも平成14年度より談合による不法行為が継続して行われていたことは明らかである。

(ア) 上記不法行為の結果、県は本県工事の費用負担について適正な競争が確保されていなければ成立したであろう想定価格と、実際の契約金額との差額の3分の1相当額について過大な負担をさせられて損害を被っている。損害額は費用負担額の1割を下ることはないとい

測される。前記不法行為を行った各業者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

(イ) 秋田県知事がこの損害賠償請求権を行使しないことは財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法242条に基づき、監査委員が秋田県知事に対し、その行為をするよう勧告することを請求する。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法(以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成14年度から平成16年度までの間に、秋田県内で施工された国土交通省東北地方整備局発注の橋梁工事のうち、平成18年3月24日に公正取引委員会から課徴金納付命令が発せられた工事に関する負担金について、県は、損害を被っているかどうか。また、秋田県知事が、各業者に対し損害賠償請求権を行使しないことは財産管理を不当に怠るものであるかどうか。

2 監査対象課

建設交通部道路課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成18年8月4日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からの証拠の提出及び陳述はなかった。

4 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、請求人提出の秋田県課徴金対象物件一覽の内容確認のため、平成18年8月8日、公正取引委員会に対し課徴金納付命令に係る課徴金算定対象物件一覽の行政文書開示請求を行い、平成18年9月1日に交付を受けた。

また、対象工事の詳細、違約金を含む損害賠償請求及び負担金との精算等の状況を確認するため、平成18年8月9日、契約当事者である国土交通省東北地方整備局長に、文書により調査を行い、9月1日付けで回答があった。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 国直轄事業負担金の支出について

ア 支出根拠及び負担割合

国が、国道等の整備又はその災害復旧事業等を自ら実施する場合、法令により当該都道府県がその経費の一部を負担することを定めている。

負担割合は、道路法第50条第1項で「国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担」と規定されているほか、負担の特例として、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条による「開発指定事業」に係る経費は、同法第3条により国の負担割合の引上率が定められており、当該事業の県負担割合は、平成14年度が0.54/3、平成15年度から平成17年度までが0.56/3で、平成18年度が0.58/3である。

イ 工事箇所

国が新設又は改築を行う場合は、主に維持管理している指定区間の国道7号、13号、46号である。今回の橋梁工事については、日本海沿岸東北自動車道の琴丘能代道路、仁賀保本荘道路は国道7号に、東北中央自動車道の湯沢横手道路は国道13号に含まれる。

ウ 負担金支出状況

負担金は、国土交通省東北地方整備局長からの事業計画の通知及び納付の通知により確認し支出している。いずれも財務規則等に基づき支出されており、特に問題となる事項はなかった。
道路関係の国直轄事業に係る県負担金総額の支出状況は次のとおりである。

単位：円

支出年度	支払年月日	金額	事業年度別	
			当年度事業費	前年度精算額
14	1 H14. 9.10	2,360,165,000	2,360,165,000	
14	2 H14.12.10	1,060,848,317	1,845,888,000	△785,039,683
14	3 H15. 3.10	5,162,329,167	5,162,329,167	
14	4 H15. 3.31	2,024,558,333	2,024,558,333	
小計		10,607,900,817	11,392,940,500	△785,039,683
15	1 H15. 9.10	2,620,231,000	2,620,231,000	
15	2 H15.12.10	1,376,531,637	1,143,514,000	233,017,637

15	3 H16. 3.31	5,775,862,665	5,775,862,665	
小計		9,772,625,302	9,539,607,665	233,017,637
16	1 H16. 9.10	6,338,512,230	3,182,185,330	3,156,326,900
16	2 H16.12.10	1,573,721,131	1,516,119,947	57,601,184
16	3 H17. 3.31	7,832,682,664	7,832,682,664	
小計		15,744,916,025	12,530,987,941	3,213,928,084
17	1 H17. 9.12	2,371,885,571	2,371,885,571	
17	2 H17.12.12	2,463,813,524	2,362,398,908	101,414,616
17	3 H18. 3.31	6,111,834,854	6,111,834,854	
小計		10,947,533,949	10,846,119,333	101,414,616
合計		47,072,976,093	44,309,655,439	2,763,320,654

(2) 監査請求の対象工事について

道路課作成資料による東北地方整備局発注の秋田県内綱橋上部工事の課徴金対象工事は、次のとおりである。
なお、内容は、公正取引委員会の情報開示資料、及び、国土交通省東北地方整備局長回答により確認した。国土交通省東北地方整備局長回答等には、負担率及び工事契約毎の負担金額が明示されていないことから、年度毎の金額に事業単位の負担率を乗じて、概算の負担金額を求めている。

単位：円

契約年度	契約年月日	路線・箇所名 工事名	当初契約金額	最終契約金額	負担率(概算)	請負業者名
14	H14.10. 7	7号・秋田大橋架替 秋田大橋上部 工撤去工事	199,500,000	224,700,000	0.54/3	石川島播磨重工業㈱

14	H15. 3.13	7号・琴丘能代道路 浅内橋上部工事	283,500,000	323,400,000	0.54~0.56/3	トビー工業㈱
14	H15. 3.14	7号・琴丘能代道路 松山川橋上部 工事	162,750,000	160,020,000	0.54/3	東日本鉄工㈱
14	H15. 3. 6	13号・湯沢横手道路 高松川橋上部 工事	171,150,000	176,295,000	0.54~0.56/3	佐藤鉄工㈱
14	H14. 8.14	7号・小繋横断歩道橋 二ツ井横断歩道橋上部工事	101,850,000	120,330,000	1/3	古河機械金属㈱
小計	6件		1,111,950,000	1,250,445,000	244,181,000	
15	H15.11.17	7号・琴丘能代道路 臈刈ご線橋上部 工事	300,300,000	302,715,000	0.56/3	日立造船㈱
15	H16. 3.25	7号・琴丘能代道路 浅内地区水管 橋工事	120,750,000	137,550,000	0.56/3	橋梁本鐵工所
13号・湯沢			236,250,000		0.56/3	

15	H16. 3.30	横手道路 関口ご通橋上 部工工事	328,230,000	61,269,600	㈱ハルテック
15	H16. 3.16	7号・矢立規 距改良 新下内橋上部 工工事	134,400,000	1/3	佐世保重工業 ㈱
			136,080,000		
			45,380,000		
小計	4件		904,575,000	188,812,400	
16	H17. 3.14	7号・仁賀保 本荘道路 子吉ご線橋上 部工工事	138,600,000	0.56/3	佐世保重工業 ㈱
			138,967,500		
16	H16.11. 4	13号・河辺 抜幅 梵字川橋上部 工工事	59,850,000	0.56/3	㈱バコーポ ーション
			67,515,000		
16	H16.11.15	13号・大曲 バイパス 新玉川橋上部 工工事	1,722,000,000	0.56/3	トピー・三井 特定建設工事 共同企業体
			1,765,575,000		
			329,574,000		
小計	4件		2,161,950,000	415,377,900	㈱樹崎製作所
			2,225,002,500		
			4,065,600,000		

合計	14件	4,380,022,500	848,371,300
----	-----	---------------	-------------

注 間倉跨線橋上部工事は、国が精算手続き中である。

(3) 監査請求の対象工事に対する負担状況について

県負担金は、国が年度毎に計画した事業費に応じて負担しており、平成18年度負担金となる間倉跨線橋上部工工事分の一部(概算)1,278,900円が未支出であり、負担金の支出済額(概算)は、847,092,400円と算定される。

(4) 公正取引委員会の対応について
ア 排除勧告及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成17年9月29日、国土交通省の関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者45社が、遅くとも平成14年4月1日以降、受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため、競争を実質的に制限していたことから、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものとして、同法第48条第2項の規定に基づき排除勧告を行い、平成17年11月18日、応諾した40社に対し勧告審決した。

また、平成18年3月24日、入札参加業者43社に対して、改正独占禁止法の経過措置による改正前の独占禁止法第48条の2第1項の規定に基づき、課徴金の納付命令を行い、確定している。

イ 告発・裁判

公正取引委員会は、平成17年5月23日、国土交通省発注の鋼橋上部工工事の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第73条第1項の規定に基づき、8社を検事総長に告発した。また、平成17年6月15日、前記8社の当該受注業務に従事していた者8名及び18社を追加告発した。

現在、公判中である。

(5) 国土交通省の対応について

ア 指名停止措置

国土交通省は、平成17年5月27日から平成18年8月9日まで、東北、関東及び北陸の各地方整備局が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者らに対する指名停止措置を講じた。

排除勧告の応諾により指名停止措置 19社
刑事告発による指名停止措置 26社

イ 不法行為による損害賠償請求

(7) 違約金特約条項

国土交通省は、平成15年6月1日以降に入札手続きを開始する工工事の請負契約から、損害賠償請求の予定として請負代金額の10分の1に相当する額を支払わせる違約金特約条項を追加した。違約金請求は、課徴金納付命令が確定又は刑の確定のときとしている。

(4) 国土交通大臣会見

平成18年3月28日に行われた国土交通大臣会見によると、公正取引委員会が行った課徴金納付命令により損害賠償請求についての考えを問われ、「違約金条項が既に交わされているものは、違約金条項に基づいて請求をしていくこと。また、違約金条項が定められていない過去の入札契約についても、公正取引委員会の方の協力を得ながら個々の事案を特定して損害賠償請求していくことになると思う。」旨、答えている。

(4) 国土交通省東北地方整備局長回答

平成18年9月1日付け国土交通省東北地方整備局長回答のうち損害賠償請求等の内容は次のとおりである。

① 違約金請求について

国土交通省発注の鋼橋上部工工事に関する入札談合事件について、公正取引委員会が平成18年3月24日に課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定した案件については、現在、工事請負契約書の「違約金特約条項」に基づき、請負代金額の10%相当額を違約金として請求を行うべく準備中である。

② 損害賠償請求について

国土交通省では「違約金特約条項」を平成15年6月1日以降適用している。

なお、国土交通省は「違約金特約条項」の適用以前の課徴金納付命令対象工工事についても、損害賠償請求を行うことを検討している。

③ 負担金の精算について

徴収した違約金については、都道府県に対し、適切に精算手続きを行うことを国土交通省として検討している。

(4) 損害賠償請求等の事例

平成18年6月28日、国土交通省は、情報表示設備工工事について、独占禁止法に違反し課徴金納付命令を受けた6事業者に対して違約金特約条項に基づく違約

金を請求し、また、違約金特約条項の適用以前の工事についても、損害賠償請求を検討していることを報道発表した。国土交通省直轄工事において違約金特約条項に基づき違約金請求するのは初めてであった。

(6) 県の対応について
県は、平成17年5月30日から平成18年8月11日までに、入札参加資格のない業者を除き、40社に指名停止措置を請じた。

2 道路課の説明

(1) 国土交通省東北地方整備局総務部契約課から聴取
県は、国土交通省東北地方整備局から、「平成18年8月中に国土交通省本省において幹部間の会議が開催され、違約金特約条項が定められている平成15年6月以降の契約分について、違約金請求の実施が正式に決定される予定であること、また、違約金特約条項のなかつた平成15年5月以前の契約に関する損害賠償請求についても、違約金と同様に請求する方針だが、請求額の根拠の確定に時間がかかつており、今回、違約金と同時に請求することができないため、後日、請求する予定であること、県負担相当額の精算又は返還についても検討していること」を確認している。
なお、その後、期日は8月中旬から9月上、中旬に延期される予定であることを確認した。

(2) 県の対応
県は、国直轄工事契約に関与しておらず、自ら損害額を算定することは困難であり、国が業者に對して違約金及び損害賠償の請求を行い、県に負担割合相当額を精算又は返還することが、最も合理的な解決方法であると考え、国、県の正式な対応策の発表を待っている状況である。
今後、県では、国に對して違約金及び損害賠償の請求と県負担割合相当額の精算又は返還を早期に実施するよう求めていくこととしている。

(3) 措置請求に対する考え方
ア 損害賠償請求権
国は、独占禁止法第25条による損害賠償請求権を有しており、県は、県負担割合分の損害を被っていると考えられる。
イ 損害額
国は、違約金特約条項のある平成15年6月以降の契約分については、請負代金額の10分の1に相当する金額となり、違約金特約条項のなかつた平成15年5月以前

の契約分については、損害額を算定することとなる。
県の損害額は、国の損害賠償請求額の負担割合相当額と考えられる。

ウ 業者への直接請求について
契約当事者である国は、9月上、中旬にも違約金請求について正式に決定し実施する見込みであり、違約金特約条項のない契約についての損害賠償請求も実施する方針で検討していると説明している。契約当事者である国が処理することが原則かつ合理的であることから、県が現時点で、業者に對して損害賠償請求することは適切でないとして認識している。また、県は、国の動向、情報の把握に努めており、国に對して早期処理を求めていくこととしている。

したがって、県は、不法行為を行った各業者に對して損害賠償請求権を行使しないことが、直ちに、財産管理を怠っていることとは考えていない。

3 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象業の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 課徴金納付命令の対象となつた国直轄工事に係る負担金について、請求人は、「不法行為の結果、県は本県工事の費用負担について適正な競争が確保されなければ成立したであろう想定価格と、実際の契約金額との差額の3分の1相当額について過大な負担をさせられて損害を被っている。」と主張している。
この点に關して道路課は、「国は、独占禁止法第25条による損害賠償請求権を有しており、県は、県負担割合分の損害を被っていると考えられる。県の損害額は、国の損害賠償請求額の負担割合相当額と考えられる。」と説明している。

前記1(4)により、当該業者が公正取引委員会の排除勧告を承諾し勧告審決となり、国は独占禁止法第25条による損害賠償請求権を有していることは明らかであり、県は、道路法第50条等により費用を負担割合に応じ負担していることから、実質的に損害を被っていることが認められる。
(2) 請求人は、「不法行為を行った各業者に對し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。秋田県知事がこの損害賠償請求権を行使しないことは財産管理を不当に怠るものである」と主張している。

この点に關して道路課は、「契約当事者である国は、9

月上、中旬にも違約金請求について正式に決定し実施する見込みであり、違約金特約条項のない契約についての損害賠償請求も実施する方針で検討していると説明している。契約当事者である国が処理することが原則かつ合理的であることから、県が現時点で、業者に對して損害賠償請求することは適切でないとして認識している。このため、県が各業者に對して損害賠償請求権を行使しないことが、直ちに、財産管理を怠っていることとは考えていない。」と説明している。

請求人の主張に對し、「契約当事者の国が処理することが原則かつ合理的である」との説明は、県が業者に對し不法行為に基づく損害賠償請求は可能だとしても、一般的に契約当事者である国と各業者との間で解決すべき事由であり理解できる。また、県は、国直轄工事契約に関与しており、自ら損害額を算定することは困難であることから、国が処理することの合理性は明らかである。

また、前記1(5)イにあるように、国土交通大臣が、会見で当該違約金を含む損害賠償請求の実施に關して述べていること、平成18年9月1日付け国土交通省東北地方整備局長回答により、違約金請求の準備中であり、違約金特約条項の適用以前の課徴金納付命令対象工事についても損害賠償請求を行うことを検討している等が確認されること、及び、国土交通省の情報表示設備工事に係る談合について、国が違約金請求を初めて実施していることから、今回の橋梁工事に係る違約金を含む損害賠償請求については、相当の確実性があると認められる。

さらに、県が、国に對して違約金及び損害賠償の請求と県負担割合相当額の精算又は返還を早期に実施するよう求めていくことを確認した。

(3) よつて、県が、国の正式な対応策を待ち、損害の回復を図ることとしていることから、現時点において、秋田県知事が、この損害賠償請求権を行使しないことが財産管理を不当に怠っているとまではいえない。
以上のことから、本請求には理由がないものと判断する。

なお、県としては、国の動向を注視し早期処理を要望するとともに、全国的に談合に關する事件が報道されているところであり、談合等不法行為の防止に努められたい。

発行者 秋 田 県

秋田県庁本庁1階1号

電話室 1 町三丁五十五番五号(県庁)

印刷所

印刷所

秋田県庁本庁1階1号
印刷所
電話室 1 町三丁五十五番五号(県庁)
Email: matsubara@maishubarainsu.co.jp
秋田県庁本庁1階1号
印刷所
電話室 1 町三丁五十五番五号(県庁)

